

Q7-2 給与所得に対する課税形態について教えてください。

台湾での給与所得に対する課税は実際の台湾累積滞在日数と給与負担者が台湾内雇用者か否かによって異なります。下記の表は滞在日数別の取扱いを取りまとめたものです。

項目	滞在日数別の取り扱い			
台湾滞在日数＊1	90日以下	91～182日	183～299日	300日以上
居住・非居住の別	非居住者		居住者	
税率	18%(給与以外は別の税率)		5～40%の累進課税	
免税・控除など	適用なし		適用あり	
台湾雇用者支給所得	課税			
台湾外払給与所得	免税	日数按分で課税*2		全額課税
確定申告	不要*3	必要		

* 1: 滞在日数の数え方: 入国日は含まず出国日を含む(例: 4月1日～3日の滞在なら、4月2日、3日の2日の滞在ということになる)。

* 2: 日本居住者が台湾に183日以下滞在している場合には、要件を満たす場合には日台租税協定により日本払い所得を免税とすることができる。

* 3: 源泉徴収不足の場合には確定申告が必要。